

国立大学法人滋賀医科大学外国人教師に関する規程

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
平成 30 年 1 月 1 日 最終改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）の外国人教師に関する事項は、国立大学法人滋賀医科大学外国人教師就業規則（以下「外国人教師就業規則」という。）に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(招へい手続)

第2条 外国人教師への招へい状は学長の名義とし、招へいの条件を示すものとする。

2 招へい状の様式は、別に定める。

(契約の締結)

第3条 雇用契約は、日本語及び英語の契約書で締結する。ただし、当該外国人教師が日本語で契約内容を十分理解できる場合は、日本語の契約書のみとすることができる。

2 契約書の様式は、別に定める。

(基本給)

第4条 外国人教師の基本給は、別表第1「外国人教師の基本給表」のとおりとする。

2 外国人教師に係る号給は、別表第2及び別表第3により算定し、決定する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、国立滋賀医科大学教職員給与規程（以下「給与規程」という）第20条の規定に準じて支給する。

(地域手当)

第6条 外国人教師の地域手当の月額は、別表第1「外国人教師基本給表」に掲げる基本給月額に給与規程第18条第2項に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(入試業務手当)

第7条 外国人教師が、入学試験に対処するため当該業務に従事した場合は、1時間につき5,500円を支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第8条 外国人教師の期末手当及び勤勉手当の算定は、給与規程第29条及び第30条の規定を準用する。

2 前項の役職段階別加算額の加算率は、100分の15とする。

(給与の減額)

第9条 外国人教師が勤務しないときは、別に定める国立大学法人滋賀医科大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第8条の規定による休日（同規程第9条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した外国人教師にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合又は休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、給与規程第26条を準用して算定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数及び部分休業の時間数の合計とし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。

（基本給の半減）

第10条 (削除)

（日割計算）

第11条 新たに外国人教師となった者には、その日から給与を支給する。

2 外国人教師が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務時間規程第11条及び第12条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前各項までの規定は、地域手当の支給について準用する。

（端数計算）

第12条 第8条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第13条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（住居等）

第14条 外国人教師の住居は、原則として本学に属する宿舎とする。ただし、これにより難い場合には、私有の家屋又は部屋を借り上げてこれに充てることができる。

2 前項の場合においては、別に定める国立大学法人滋賀医科大学宿舎規程の規定による有料宿舎の基準額の算式を準用して算出した額を使用料として徴収するものとする。

3 外国人教師が住居で消費する電気、ガス及び水道の料金は、原則として本人が負担するものとする。

(赴任、帰国情費等)

第15条 外国人教師の赴任旅費、帰国情費は、別に定める国立大学法人滋賀医科大学旅費規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程において外国人教師とは、この規程の施行日の前日において外国人教師の取扱いについて（昭和44年4月16日付け文大庶第251号文部事務次官通知）により雇用され、この規程の施行日以後において引き続き雇用される者をいう。
- 3 帰国情費は、引き続き2年以上勤務し、雇用期間満了後3ヶ月以内に本邦を出発する場合に限り帰国情費を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

別表第1 外国人教師基本給表

| 号 級 | 基 本 給 の 月 額 |
|-----|-------------|
| 1 | 339,000円 |
| 2 | 387,000円 |
| 3 | 435,000円 |
| 4 | 479,000円 |
| 5 | 522,000円 |
| 6 | 566,000円 |
| 7 | 601,000円 |

別表第2 外国人教師の号給格付基準表

| 号 級 | 大学卒業後の経験年数 | 短期大学卒業後の経験年数 |
|-----|----------------|----------------|
| 1 | ～ 2 年未満 | ～ 5 年未満 |
| 2 | 2 年以上～ 7 年未満 | 5 年以上～ 10 年未満 |
| 3 | 7 年以上～ 12 年未満 | 10 年以上～ 15 年未満 |
| 4 | 12 年以上～ 19 年未満 | 15 年以上～ 22 年未満 |
| 5 | 19 年以上～ 26 年未満 | 22 年以上～ 29 年未満 |
| 6 | 26 年以上～ 32 年未満 | 29 年以上～ 35 年未満 |
| 7 | 32 年以上～ | 35 年以上～ |

別表第3 経験年数換算表

| 経 歴 | 換算率 |
|--|--|
| 外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間 | 教育・研究系職員としての在職期間 |
| | その他の期間 |
| 学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る） | 100／100 |
| 民間会社の職員としての在職期間 | 80／100 |
| 兵役期間、牧師、修道女等の期間 | 80／100 |
| その他の期間 | 教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務についての経験が直接役立つと認められる期間 |
| | その他の期間 |
| | 100／100 |
| | 50／100 |

